

## 宇部市リサイクルプラザ運転管理業務特記仕様書

(業務場所の所在地及び名称等)

第1条 受託者が業務を履行する場所及び施設の名称等は、次のとおりとする。

1 所在地 宇部市大字沖宇部字沖ノ山5272番地5

2 名称

(1) 宇部市リサイクルプラザ 粗大ごみ、資源ごみ処理施設

(2) 宇部市圧縮梱包施設 プラスチックごみ圧縮梱包施設、紙製容器包装ごみ保管施設  
ペットボトル圧縮梱包作業場

3 処理能力等

(1) 宇部市リサイクルプラザ 粗大ごみ系 44.45 t / 5 h (最大稼働)

15.00 t / 5 h (安定稼働)

資源ごみ系 25.55 t / 5 h (最大稼働)

9.00 t / 5 h (安定稼働)

(2) 宇部市圧縮梱包施設 プラスチック容器包装圧縮梱包機

12.5 t / 5 h

(紙製容器包装の圧縮梱包兼用)

ペットボトル減容器 250 kg / h

(委託期間)

第2条 業務の委託期間は、令和7年(2025年)4月1日から令和10年(2028年)3月31日までとする。

(受託者の責務)

第3条 受託者は、宇部市リサイクルプラザ等の施設を万全の注意をもって維持管理し、搬入された廃棄物を発注者の指示に従い、適正かつ効率的に処理するように努めなければならない。

(業務委託の範囲)

第4条 業務委託の範囲は、次のとおりとする。

1 宇部市リサイクルプラザ

(1) 次に掲げる設備等の運転操作、小修繕、点検、整備、調整、測定、記録、集計

ア 受入供給設備、ごみ計量業務を含む設備

イ 破砕・圧縮設備

ウ 搬送設備

- エ 選別設備
  - オ 貯留、搬出設備（ストックヤードへの搬入を含む）
  - カ 集塵設備
  - キ 配管設備
  - ク 電気設備
  - ケ 計装制御設備
  - コ 建築設備
  - サ 雑設備
  - シ 運搬用機器
- (2) 粗大ごみ、資源ごみ受入確認に関する業務（プラットホーム、ストックヤード等）
- ア 搬入車両の誘導及び搬入者への適切な指導
  - イ 搬入物の整理整頓及び保管
- (3) 選別作業等に関する業務
- ア 危険物及び有害物質の除去作業
  - イ 破砕処理困難物等の解体作業
  - ウ 処理困難物等の解体作業
  - エ 再生可能品の選別
  - オ 分別基準適合物とするためのカレットの選別
  - カ 金属類の選別、成型等作業
  - キ 破砕可燃物の選別
  - ク 貯留物の焼却場、埋立地への運搬及びこれに伴う作業
- (4) 計量業務
- ア 搬入、搬出物の計量
  - イ 搬入物の検査
  - ウ 搬入者への適切な指示誘導
  - エ じんかい処分手数料等の徴収
  - オ 数量、金額等の集計
  - カ 計量用パソコンの設定変更、データ管理
- (5) 貯留物の運搬、引渡し業務
- ア 金属類の保管及び売払いに伴う連絡調整、引渡し
  - イ 使用済み乾電池の保管及び外部処理に伴う連絡調整、引渡し
  - ウ カレットの保管及び再商品化事業者との連絡調整、引渡し
  - エ 廃家電の保管及び指定引き取り場所までの運搬、引渡し
- (6) 事務所等対応業務

- (7) ピット汚泥の処理業務
- (8) 鼠族駆除業務
- (9) 宇部市リサイクルプラザ内外の清掃、草取り等管理業務
- (10) 宇部市リサイクルプラザ施設を活用した環境教育等の支援業務
- (11) 前各号に掲げるもののほか、これらに付随する事務業務等の一切の業務

## 2 宇部市圧縮梱包施設

- (1) 次に掲げる設備等の運転操作、小修繕、点検、整備、調整、測定、記録、集計
  - ア ペットボトル減容器及び結束機並びに周辺機器
  - イ プラスチック製容器包装圧縮梱包機及び結束機並びに周辺機器
  - ウ 運搬用機器
- (2) 分別基準適合物とするための中間処理業務
  - ア プラスチック製容器包装の受入、選別、圧縮、梱包作業
  - イ ペットボトルの受入、選別、圧縮、梱包作業
  - ウ 紙製容器包装の受入、選別、圧縮、梱包作業
- (3) 分別基準適合物の保管及び再商品化事業者との連絡調整、引渡し
- (4) 宇部市圧縮梱包施設内外の清掃、草取り等管理業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、これらに付随する事務業務等の一切の業務

### (業務の内容)

第5条 業務の主な内容は事項以下のとおりである。

- 1 前条の業務のうち、別表第1に掲げる法定検査等の特別な資格、専門技術等を必要とする業務に係る費用は発注者が負担するが、立会い等の業務は、委託業務に含まれるものとする。
- 2 前条第1項第2号及び前条第2項第2号の受入れ業務に係る搬入時間は、原則として、毎週月曜日から金曜日及び第4土曜日（国民の祝日を含む）の8時30分から16時30分までである。
- 3 前条第1項第3号オ及び前条第2項第2号の分別基準適合物とは、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年6月16日 法律第112号、以下「容器包装リサイクル法」という）法第2条第6項で規定されるもので、市町村が容器包装リサイクル法第8条に規定する市町村分別収集計画に基づき容器包装廃棄物について分別収集をして得られた物のうち、環境省令で定める基準に適合するものであって、主務省令で定める設置の基準に適合する施設として主務大臣が市町村の意見を聴いて指定する施設において保管されているものをいう。
- 4 前条第1項第3号、第9号及び前条第2項第2号、第4号の業務により発生した可燃物又は不燃物等については、発注者が用意する運搬車両に積み込み発注者が指定する施設に搬入す

るものとする。

- 5 前条第1項第4号のじんかい処分手数料、特定家庭用機器廃棄物手数料及び再生品売払収入の徴収業務は、次のとおりとする。
  - (1) 受託者は、納入義務者から現金を収納したときは、領収書又はレシートその他これらに準ずるものを交付するとともに、その現金、件数等必要事項を徴収日ごとに取りまとめ、原則として、即日発注者に報告し検認を受けなければならない。
  - (2) 現金によらない場合は、件数、重量、手数料の額、納入義務者名、連絡先等必要事項を取りまとめ、原則として即日発注者に報告すること。
- 6 前条第1項第5号ア～ウ及び前条第2項第3号の業務は、次のとおりとする。
  - (1) 引渡し計画を立案し、貯留物の一時保管量を適切に管理するとともに、引き取り業者との連絡調整を随時行うこと。
  - (2) 引き取り業者が車両等への積み込み作業を行う際には、必要な機材を提供し、円滑な積み込み作業に配慮すること。
  - (3) 引き渡し業務に係る書類の記入等は、受託者において行い、原則としてその内容を即日報告すること。
- 7 前条第1項第5号エの業務については、家電リサイクル券の適切な管理を含むものとし、指定引き取り場所までの運搬には、発注者が用意する車両を使用することができる。
- 8 前条第1項第6号の事務所等対応業務は、市民等からの問い合わせへの応対、再生品の管理・販売、学習室等の管理及び発注者との連絡調整業務とする。
- 9 前条第1項第8号の鼠族駆除業務は、次のとおりとする。
  - (1) 鼠族が各種設備のケーブル等を咬傷し、電気系統のショートなどを発生させ、業務機能に支障をきたさないよう防止策を講ずること。
  - (2) 鼠族による多種の疾病媒介を防止するため駆除を行い、作業員の衛生管理に努めること。
- 10 前条第1項第9号及び前条第2項第4号清掃・草取り等管理業務の方法、箇所、頻度等については、別表第2のとおりとする。
- 11 前条第1項第10号の施設を活用した環境教育等の支援業務は、学習室等の空きスペースを活用して教育機関等が実施する環境教育、又は、環境に関する研究等への支援とする。
- 12 前条第2項の宇部市圧縮梱包施設に搬入されるプラスチック製容器包装等は、消防法で定める指定可燃物であることを十分認識し、火気には十分注意すること

(業務対象の主要設備)

第6条 運転管理業務の対象となる主要な設備は、別表第3に掲げる設備とする。

(小修理の範囲)

第7条 受託者が行う小修理の範囲は、次のとおりとする。ただし、小修理に必要な材料部品等は発注者が支給するものとする。

1 鉄工関係

- (1) 腐食部のパチあて
- (2) 腐食配管の一部切り継ぎ等の応急措置
- (3) ガングウェー、手摺などの修理

2 取替、調整作業

- (1) コンベヤ関係の搔板の部分取替
- (2) コンベヤ関係のチェーンの張り調整
- (3) コンベヤ関係のシャープピン取替
- (4) 圧力計、温度計、液面計などの取替
- (5) 弁類、電磁弁類の取替
- (6) ポンプ、送風機等のVベルトの取替及び張り調整
- (7) ごみクレーンのワイヤー、キャプタイヤケーブルの取替
- (8) ごみクレーンのブレーキの調整及びライニング取替
- (9) ごみクレーンの爪の取替
- (10) 破砕機等の部品の取替

3 電気、計装

- (1) リミットスイッチ、リレーの取替
- (2) 照明灯、表示灯、電球等の取替
- (3) 計器等の調整

4 塗装

- (1) 設備機器の塗装、剥離部分並びに錆浮出し部の補修
- (2) 設備機器保温部の塗装、剥離部分の補修。ただし、(1)、(2)ともに足場仮設を要する高所作業を伴う塗装は除外する。

5 その他

第4条第1項第1号及び第4条第2項第1号に掲げる設備の簡易な補修

(資格等)

第8条 業務に必要な資格等は、次のとおりとする。

- (1) 廃棄物処理施設技術管理者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第21条）
- (2) 第3種電気主任技術者
- (3) 機械保全技能士

- (4) 危険物取扱主任者
- (5) 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者
- (6) クレーン運転士免許を有する者又は特別教育修了者
- (7) ボイラー技士免許を有する者
- (8) 特定化学物質等作業主任者技能講習修了者
- (9) フォークリフト運転技能講習修了者
- (10) ショベルローダー等技能講習修了者
- (11) 大型自動車運転免許を有する者
- (12) アーク溶接等の業務に係る特別教育修了者
- (13) ガス溶接技能講習修了者
- (14) 安全衛生推進者
- (15) 障害者職業生活相談員資格認定講習修了者

(勤務日及び勤務時間)

第9条 勤務日及び勤務時間並びに休日は次のとおりとする。

- (1) 勤務日は、毎週月曜日から金曜日及び第4土曜日（国民の祝日を含む）とするが、日曜日、土曜日の勤務を禁止するものではない。
- (2) 勤務時間は、原則として8時15分から17時15分までとするが、時間外勤務を禁止するものではない。
- (3) 休日は、日曜日、土曜日（第4土曜日は除く）及び年末年始とする。年末年始の休日は、原則として12月31日から1月3日までとし、状況に応じて発注者と協議のうえ振替勤務を行う場合がある。
- (4) 前各号にかかわらず、ごみの適正な処理に支障を来すおそれのある場合は、勤務することとする。

(市が負担する経費)

第10条 業務上必要とする次の経費は、発注者が負担する。

- (1) 光熱水費（電気、水道等）
- (2) 潤滑油（オイル、グリース等）
- (3) 薬品
- (4) 燃料費（破砕機用ボイラー、車両用）
- (5) 業務日誌等の記録用紙
- (6) 消耗品等（ウエス、ホウキ、溶接棒、鋼材、配管材料）
- (7) 圧縮梱包に必要な梱包資材

- (8) その他業務上必要と認められる通常の経費（受注者が調達した機材及び物品等に係る施設等の改修経費を除く）

（責任の範囲）

第11条 受託者の主な責務は次のとおりとする。

- (1) 委託業務の公共的使命の重要性を考慮して、従業員の安全対策、労務管理に万全を期すとともに、関係法令等に基づく一切の責任を負うものとする。また、現場作業等の秩序を保ち、当施設の火災、盗難等の防止に努めるとともに、受託者の責めに帰するものについては、その責任の一切を負うものとする。
- (2) 受託者は、作業標準を作成し、その教育及び訓練に努めるものとする。
- (3) 受託者は、大気汚染、臭気、騒音、振動、水質等の設計値及び公害関係規制値を守り、二次災害を発生させないよう適正な運転を行うものとする。

（損害賠償の範囲）

第13条 受託者の故意又は重大な過失により発生した火災、盗難、破損等で発注者又は第三者に損害を及ぼしたときは、損害補填に要する費用は受託者が負担するものとする。ただし、発注者の責めに帰すべき理由によるときは、この限りでない。

（機密の保持）

第14条 受託者及び業務に従事する作業員は、業務の履行上知り得た秘密事項を他に漏らしてはならない。

（施設休止期間中等の業務）

第15条 点検整備、改修工事等の実施により業務対象施設が休止するときの業務内容については、発注者と協議のうえ他の関連業務等を行うものとする。

（その他）

第16条 受託者は、本仕様書に基づく契約内容に変更等のあるとき又は、疑義が生じたときは、宇部市財務規則によるほか発注者の定める規程によるものとする。

- 2 前項の場合において、なお疑義が生じたときは、発注者と十分協議を行い、円滑な委託業務の遂行を期さなければならない。

## 別表第 1

### 1 法定検査（年次）

- (1) ボイラー・クレーン性能検査
- (2) 消防設備点検業務
- (3) 受電設備定期点検
- (4) 特殊車両法定自主検査
- (5) 作業環境測定業務
- (6) ボイラーばい煙測定業務

### 2 定期補修工事

### 3 大型機器のオーバーホール

### 4 場内放送設備の定期点検業務

### 5 電話設備の定期点検業務

### 6 エレベーター保守点検業務

### 7 機械警備業務



別表第 2

## 1 清掃箇所及び回数

| 清掃箇所        |                       | 清掃種別 |    | ガラス清掃<br>(回 数) | 備 考         |
|-------------|-----------------------|------|----|----------------|-------------|
|             |                       | 日常   | 随時 |                |             |
| 宇部市リサイクルプラザ |                       |      |    |                |             |
| 工場棟         | プラットホーム               | ○    |    |                |             |
|             | 倉庫、工作室、職員控室           |      | ○  |                |             |
|             | 更衣室、脱衣室、浴室            | ○    |    | 1 / 月          |             |
|             | 便所                    | ○    |    | 1 / 月          |             |
|             | 解体室                   | ○    |    | 1 / 月          |             |
|             | フロア                   | ○    |    | 4 / 年          |             |
|             | 中央制御室（電気室）            | ○    |    |                |             |
|             | 手選別室                  | ○    |    | 1 / 月          | 窓 1 / 週     |
|             | フロア（2 階）              | ○    |    | 1 / 月          |             |
|             | フロア（3 階）              | ○    |    |                |             |
|             | ストックヤード               | ○    |    |                |             |
|             | 工場棟内の常時使用する機械室、通路等の清掃 |      | ○  |                | 月 1 回<br>程度 |
|             | 工場棟全館の大掃除             |      | ○  |                | 年数回         |
| 工場棟以外       | 玄関ホール                 | ○    |    |                |             |
|             | 階段、手摺、各階の通路           | ○    |    |                |             |
|             | 事務所・便所                | ○    |    |                |             |
|             | 学習室（3 階）              | ○    |    |                |             |
|             | 大掃除                   |      | ○  |                | 年数回         |
|             | 建物内外のごみ拾い             | ○    |    |                |             |
|             | 建物周辺の草取り              |      | ○  |                | 年数回         |
| 宇部市圧縮梱包施設   |                       |      |    |                |             |
|             | 施設周辺のごみ拾い             | ○    |    |                |             |
|             | 建物周辺の草取り              |      | ○  |                | 年数回         |
|             | 大掃除                   |      | ○  |                | 年数回         |

## 2 清掃業務内容

### [日常清掃]

- (1) 床の掃き掃除
- (2) ごみ箱の処理
- (3) 机、テーブルの雑巾がけ
- (4) 備品、什器の除じん、清拭
- (5) 便所、浴室、洗濯室の水洗い
- (6) 電話機の空拭き
- (7) 流し台、洗面台の清掃
- (8) 茶殻（湯沸室）の処理
- (9) 便所の衛生陶器の清掃、汚物処理
- (10) 便所の衛生消耗品の取替補充
- (11) ごみ拾い（圧縮梱包施設周辺は特に注意すること）
- (12) その他清掃する必要があると認められるとき

### [随時清掃]

- (1) 床の掃き掃除
- (2) 床の水洗い
- (3) 草刈り、剪定作業
- (4) その他清掃する必要があると認められるとき、または市の指示があったとき

## 3 清掃機械器具及び諸材料

- (1) 宇部市リサイクルプラザ運転管理業務一般仕様書第28条に規定する事務用品以外の作業に使用する機械、器具については、受託者で負担する。
- (2) その他市が貸与する安全対策器具等については、宇部市リサイクルプラザ運転管理業務一般仕様書第28条及び同第29条に定めるとおりとする。
- (3) 作業のため物品等を移動するに当たっては、損傷のないよう扱いに注意すること。
- (4) 高所危険箇所の清掃については、双方協議のうえ範囲を定める。

## 別表第3

### 1 宇部市リサイクルプラザ

#### (1) 受入供給設備

- ア ごみ計量器
- イ ごみクレーン
- ウ スtockヤード
- エ プラットホーム
- オ 不燃性粗大ごみ受入ホッパ
- カ 資源ごみ受入ホッパ
- キ 不燃性粗大ごみ受入コンベヤ
- ク 資源ごみ受入コンベヤ
- ケ 粗大ごみ供給コンベヤ
- コ 残渣コンベヤ (No. 1、No. 2、No. 3)
- サ 不適物除去装置

#### (2) 破碎・圧縮設備

- ア 回転式破碎機 (供給フィーダ含む)
- イ 回転式破碎機用油圧ユニット
- ウ 防爆設備
- エ 破碎機保全用ホイスト

#### (3) 搬送設備

- ア 排出コンベヤ
- イ 破碎物搬送コンベヤ (No. 1、No. 2)
- ウ 可燃物コンベヤ (No. 1、No. 2)
- エ プラスチック搬送コンベヤ (No. 1、No. 2、No. 3、No. 4)
- オ アルミ選別機投入コンベヤ
- カ アルミ搬送コンベヤ (No. 1、No. 2)
- キ 鉄搬送コンベヤ (No. 1、No. 2、No. 3)

#### (4) 選別設備

- ア 磁選機 (No. 1、No. 2)
- イ 風力選別装置
- ウ プラスチック選別機 (No. 1、No. 2)
- エ 不燃物可燃物選別装置
- オ アルミ選別機

- カ 破袋機
- キ 手選別装置
- ク 造粒装置
- ケ 造粒装置保全用ホイス
- (5) 再生設備
  - ア 金属圧縮機
  - イ 磁選機 (No. 3)
  - ウ 脱臭装置
  - エ プラスチック類減容設備保全用ホイス
- (6) 貯留、搬出設備
  - ア 鉄、アルミ、不燃物、可燃物、プラスチック貯留ホッパ
  - イ 飛散防止装置
  - ウ プレス製品貯留場
  - エ プレス製品搬出用ホイス
  - オ スtockヤード、ホッパ用油圧ユニット
  - カ 危険物昇降用リフト
- (7) 集塵設備
  - ア バグフィルタ
  - イ ダクト、ダンパー、フード類
  - ウ 排風機
  - エ サイクロン
- (8) 配管設備
  - ア 給水配管
  - イ 排水配管
  - ウ 油圧配管
  - エ 空気配管
  - オ 散水設備
  - カ ポンプ類
- (9) 電気設備
  - ア 受変電設備
  - イ 低圧配電設備
  - ウ 動力設備
  - エ その他設備
  - オ 現場盤

(10) 計装制御装置

- ア 中央監視盤
- イ 遠隔操作装置
- ウ 計器盤
- エ 工業用テレビ設備
- オ その他設備

(11) 建築設備

- ア 給排水衛生設備
- イ 空調機器設備
- ウ エアーカーテン設備
- エ 建築電気設備

(12) 雑設備

- ア 空気圧縮機
- イ 排水槽
- ウ 排水ポンプ
- エ ホイスト
- オ 薬剤噴霧装置
- カ 真空掃除機
- キ 蛍光管破碎機
- ク 高圧洗浄機
- ケ その他設備

(13) 運搬用機器

- ア ショベルローダー
- イ フォークリフト
- ウ トラック（８ｔ、２ｔ）

2 宇部市圧縮梱包施設

(1) 圧縮梱包設備

- ア ペットボトル減容器
- イ プラスチック製容器包装圧縮梱包機
- ウ 結束機
- エ その他設備

(2) 運搬用機器

- ア ショベルローダー
- イ フォークリフト

ウ パッカー車 (3 t)